

# 青森県報

号外第百八号

平成十四年十二月二十日(金曜日)

青森県知事 木村 守 男

## 目次

### 規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則

の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(薬務衛生課) ……二

青森県化粧工場等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

### 訓 令

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……二

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

### 公 営 企 業

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(公営企業局) ……三

## 規 則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

### 青森県規則第八十号

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則の一部を改正する規則

旅費について行政職給料表の適用を受けない者の行政職給料表の級の職務に相当する職務の級及び号給を定める規則(昭和三十二年十二月青森県規則第一百号)の一部を次のように改正する。

#### 別表第二中

研究職 給料表	5 級
	4 級
	3 級
	2 級
	1 級

を

研究職 給料表	5 級	医療職 給料表 (一)
	4 級	3 級
	4 級	
	3 級	
		2 級
	2 級	
		1 級
	1 級	

に

改める。

#### 附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。



青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十一号

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及びクリーニング業法施行規則」を「クリーニング業法施行規則」に改め、「省令」という。）の下に「及び青森県クリーニング業法施行条例（平成十四年十二月青森県条例第八十号）」を加える。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第四号様式までの規定中「罫5㌘」を「罫2㌘」に改める。

第五号様式から第七号様式までの規定中「罫4㌘」を「罫3㌘」に改める。

第八号様式中「罫5㌘」を「罫4㌘」に改める。

第九号様式から第十一号様式までの規定中「罫6㌘」を「罫5㌘」に改める。

第十二号様式中「罫7㌘」を「罫6㌘」に改める。

第十三号様式中「罫8㌘」を「罫7㌘」に改める。

第十四号様式中「罫9㌘」を「罫8㌘」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

青森県化製場等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十二号

青森県化製場等に関する規則の一部を改正する規則

青森県化製場等に関する規則（昭和五十九年九月青森県規則第五十号）の一部を次

のように改正する。

第六条を削り、第七条を第六条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第四号様式までの規定中「罫6㌘」を「罫8㌘」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

### 訓 令

青森県訓令甲第四十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例の施行規程（昭和二十七年十月青森県訓令甲第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「（二）輪の自動車を除く。」で「を」又は同項第十号に規定する原動機付自転車で、」に改め、「又は」の下に「公用に供する目的で」を加える。

第八条第三号を次のように改める。

三 公用車を利用して職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）第二条第一項各号に掲げる旅行をした場合には、日当は、支給しない。

第八条第六号イ中「日当定額」の下に「同一県内旅行の場合には、その二分の一に相当する額。以下この号において同じ。」を加える。

第九条第一号中「又は二輪の公用車」を削る。

別表の2中「2㌘の1」を「1㌘の1」に改め、同表の4中

					用 務 地	用 務
					公 車 使 用	の 用
11	11	11	11	11	11	11
11	11	11	11	11	11	11

「アの額」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の施行規程第七条並びに第八条第三号及び第六号の規定は、この訓令の施行の日以後に発せられる旅行から適用し、同日前に発せられた旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正前の職員等の旅費に関する条例の施行規程別表の2及び4の規定により調製した旅行命令簿等の用紙で現に残っているものは、当分の間、使用することができる。

青森県訓令甲第四十九号

行 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

を  
「2分の1」を

職員の日額旅費支給規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「該当する場合」の下に「（公用車を利用して旅行した場合を除く。）」を加える。

第四条第二項中「要する場合で」を「要し」に、「二分の一をこえるときは、そのこえる」を「額を超えるときは、その超える」に改める。

別表第一を次のように改める。  
別表第一（第四条関係）

在勤地外 の旅行	区 分	
	在勤地内 の旅行	九級以下の職務 にある者
行程八キロメートル以上又は所要時間五時間以上 又は所要時間五時間以上 行程二十五キロメートル以上三十五キロメートル 未滿 行程三十五キロメートル以上四十五キロメートル 未滿 行程四十五キロメートル以上五十五キロメートル 未滿 行程五十五キロメートル以上	行程八キロメートル以上又は所要時間五時間以上	五五〇円
	行程八キロメートル以上二十五キロメートル未滿 又は所要時間五時間以上	五五〇円
	行程二十五キロメートル以上三十五キロメートル未滿	九二〇円
	行程三十五キロメートル以上四十五キロメートル未滿	一、二九〇円
	行程四十五キロメートル以上五十五キロメートル未滿	一、六六〇円
行程五十五キロメートル以上		一、〇三〇円

附 則

- 1 この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の日額旅費支給規程第二条第一項、第四条第二項及び別表第一の規定は、この訓令の施行の日以後に発せられる旅行から適用し、同日前に発せられた旅行については、なお従前の例による。

公 営 企 業

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県公営企業管理規程第六号

青森県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県企業職員の給与に関する規程（昭和四十九年四月青森県公営企業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 企業職給料表(三)

第九条中「又は技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の適用を受ける者」を、「技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の適用を受ける者又は任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号。以下「任期付職員採用条例」という。）の適用を受ける者」に改める。

別表第一企業職給料表(一)の項の適用範囲の欄中「(二)」を「(二)及び(三)」に改め、同表企業職給料表(二)の項の次に次のように加える。

企業職給料表(三)	特定任期付職員給料表	任期付職員採用条例第二条第一項により採用された職員に適用する。
-----------	------------	---------------------------------

別表第一備考の1中「技能職等給料表(一)」を「技能職等給料表」に改め、「技能職等給料表(一)」を「技能職等給料表(一)」をいい、「特定任期付職員給料表」とは任期付職員採用条例第四条に規定する給料表を」に改める。

附 則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭